

1 基本的な考え方

新たな被害想定で明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、地域防災計画を修正

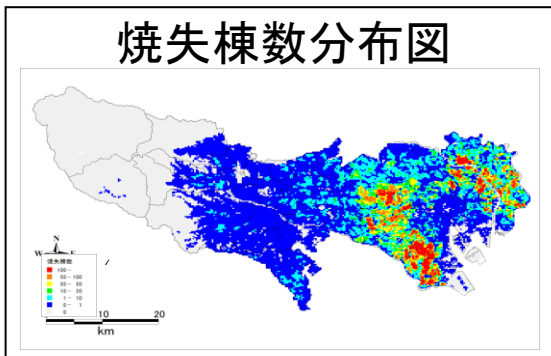
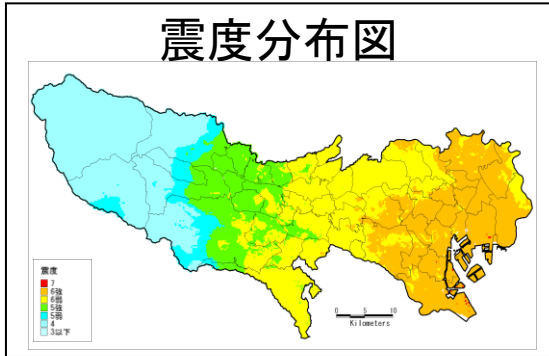
修正のポイント

- ① 施策ごとの課題や到達目標を明示することで防災関係機関や都民との共通認識を醸成し、各主体による防災対策を促進
- ② 地域の防災力の向上や安全な都市づくりなどの施策ごとに、**予防・応急・復旧**といった災害のフェーズに応じて対応策を構築
- ③ より機能的な計画となるよう**発災後の対応手順を明確化**するなど、施策の内容を充実・強化

2 被害想定と対策の目標

都の被害想定(H24.4)

- ・強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生
→ 最大死者数:約1万人 最大避難者数:約339万人 帰宅困難者数:約517万人など
- ・都民のくらしと都市機能を支える住宅やライフライン等に大きな被害



こうした被害を抑制するため、3つの視点のもと、具体的な目標を掲げて対策を推進

対策の視点と「被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)」

(視点1)

自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり

< 目標1 >

- ①死者を約6,000人減少させる。(約6割)
- ②避難者を約150万人減少させる。(約4割)
- ③建築物の全壊棟数を約20万棟減少させる。
(約6割)

(主な取組)

- ・消防団の体制強化や防災隣組など共助の推進
- ・木密地域不燃化10年プロジェクトの推進
- ・公共建築物やマンション等の耐震化促進

(視点2)

都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり

< 目標2 >

- ①中枢機能を支える機関(国、都、病院等)の機能停止を回避する。
- ②企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者517万人の安全を確保する。

(主な取組)

- ・自衛隊等との連携強化も含めた危機管理体制の充実
- ・医療資源の適正配置や病院施設の機能維持
- ・帰宅困難者対策の推進

(視点3)

被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり

< 目標3 >

- ①ライフラインを60日以内に95%以上回復する。
〔 電力 7日 通信 14日 〕
〔 上下水道 30日 ガス 60日 〕
- ②避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

(主な取組)

- ・ライフライン施設の耐震化と復旧活動体制の整備
- ・都内の全ての区市町村にり災証明に係るシステムを導入

3 主な取組の概要

< 視点1 > 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり

○都内の地域特性を踏まえ、直面するリスクを低減するため、木密地域やゼロメートル地帯の対策など、自助・共助・公助の力を束ねて地震に強いまちづくりを推進

(1) 都内全域に共通する対策

自助・共助の推進

- 東京防災隣組の認定団体の拡大と都内全域への活動の波及
- 消防団の団員充足、訓練内容の充実等
- 災害ボランティアコーディネーターの計画的養成など

< 防災隣組の活動事例 >



防災マップ作成



マンホールトイレ組立訓練

道路等の都市基盤の防災性の向上

- 緊急輸送道路沿道建築物や橋梁の耐震化100%、三環状道路など道路ネットワークの整備
 - 主要駅など鉄道施設の耐震化の推進
 - 都市開発にあわせ、大規模民間建築物に、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、非常用発電設備の整備を促進
- < 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 >



特定緊急輸送道路図



阪神・淡路大震災での被害
写真：(財)消防科学総合センター

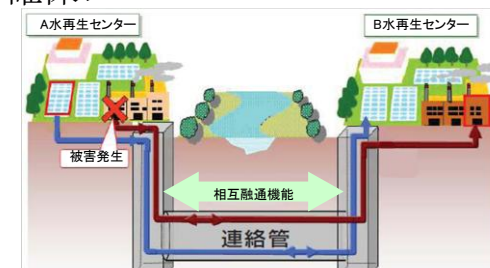
エネルギー・ライフラインの確保

- 高効率な天然ガス発電所設置などエネルギーの安定供給体制の構築と自立分散型電源の確保
- 首都中枢機関等への給水ルートの耐震継手化100%
- 地域住民と連携した応急給水体制の整備
- 水再生センターの全体的なネットワーク手法の確立

< エネルギー・ライフラインの確保 >



自立・分散型電源



水再生センターのネットワーク化

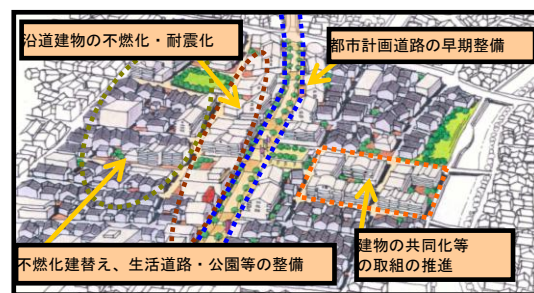
(2) 地域特有の災害リスクを低減する対策

木密地域の火災への備え

- 不燃化特区等により、整備地域の不燃領域率を70%にする。
- 初期消火力の強化
 - ・排水栓や深井戸の活用
 - ・スタンドパイプの活用促進



< スタンドパイプの訓練 >



< 木密地域不燃化10年PJ >

津波・高潮への備え

- 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づき、河川、海岸保全施設等の耐震性を向上
- ゼロメートル地帯の広域避難シミュレーションの実施
- 島しょの津波対策
 - ・南海トラフの巨大地震による被害想定を作成
 - ・津波避難施設を設置、漁港施設等の耐震性向上
 - ・ハザードマップの作成支援、津波避難訓練の実施



< 河川施設の耐震化 >

山間部等における備え

- 土砂災害等への対策
 - ・山間部、多摩地域などの土砂災害の危険のある地域における、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策
 - ・避難所等の安全確保に向けた対策（警戒避難体制の整備、土石流対策等）

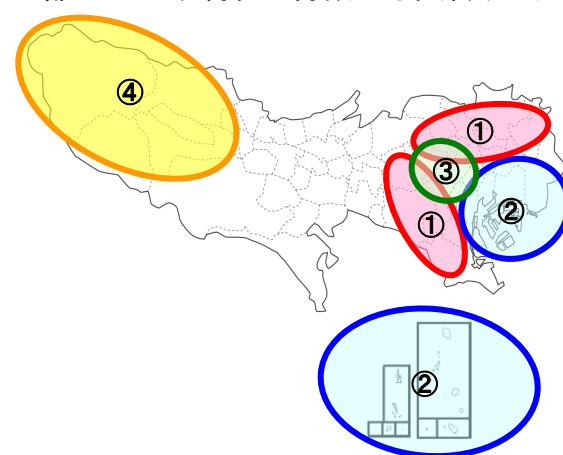
① 木造住宅密集地域

火災のリスク

④ 山間部等

土砂災害のリスク

< 都内の地域特性と特徴的な災害リスク >



② 区部東部・島しょ地域

津波・高潮等水害のリスク

③ 高層ビル

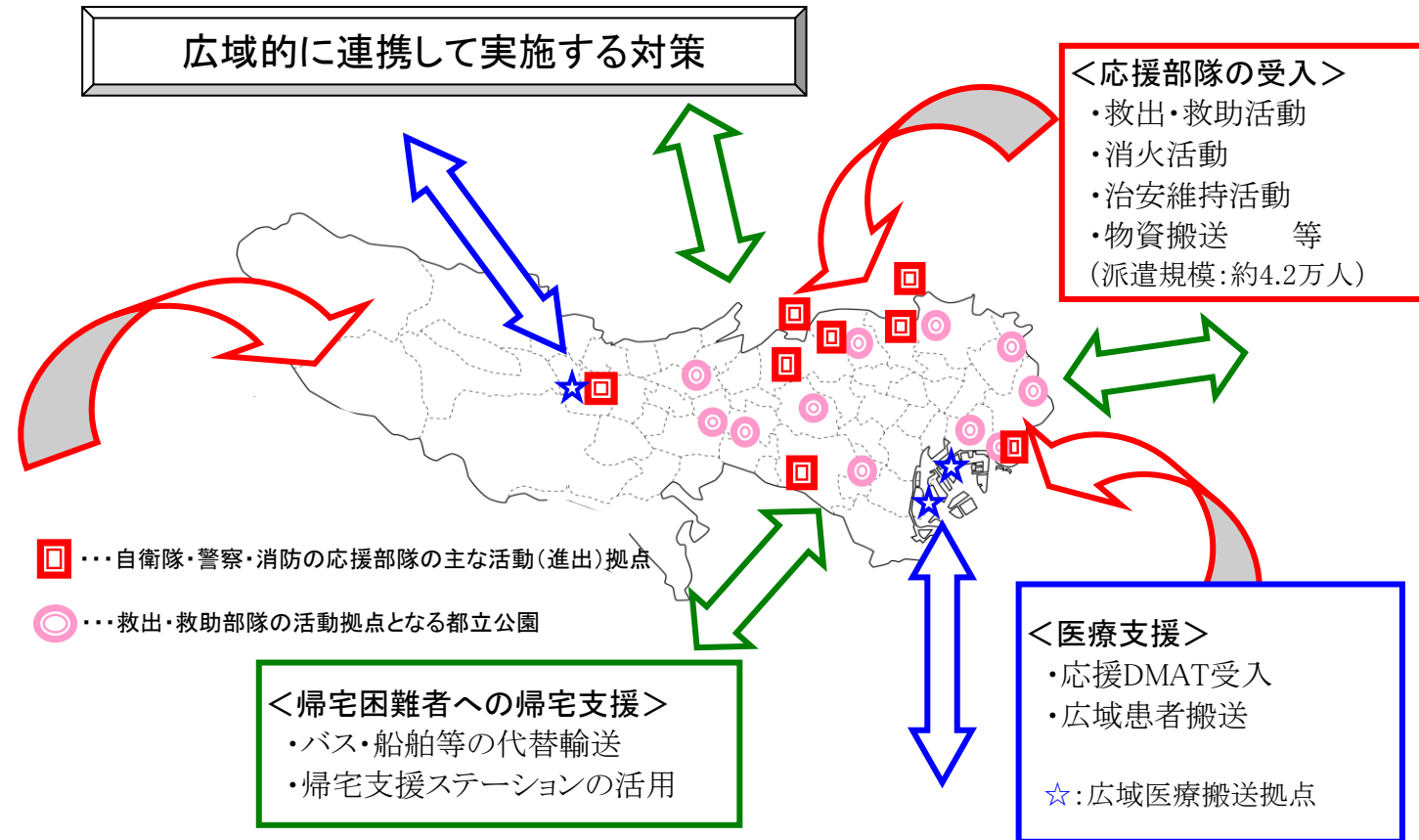
長周期地震動等のリスク

高層ビルにおける備え

- 高層建築物等の対策
 - ・都、区市町村、住民、関係団体が連携し、長周期地震動に備えた家具等の転倒防止、エレベーターの閉じ込め防止対策などの対策を推進
 - ・業界団体と連携した燃料供給体制を整備し、ビル機能を維持するエネルギーを確保

< 視点2 > 都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり

○大震災の発生時に一人でも多くの命を救うため、様々な支援に駆けつける応援部隊との間の広域的な連携も含めて、危機管理体制を強化・充実



広域連携等による都の危機管理体制の強化

○首都直下地震等対処要領(仮称)の策定

- ・具体的な初動時の対応や他県等からの支援の受入、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するための対処要領を策定
- ・地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、陸・海・空の全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築

○都の災害対策本部体制の強化

- ・災害対策本部長(知事)を補佐する副本部長を増員(消防総監を追加)
- ・都庁各局、関係機関、協力団体のリエゾン(連絡員)で構成する対策連携チームを設置
- ・本部の下に、国・他県市等広域調整部門を設置し、各種支援の最適配分を決定(九都県市や21大都市、全国知事会等との支援調整機能を強化)

○自衛隊等の広域応援部隊の円滑な受入

- ・自衛隊等との連携強化のため、陸上自衛隊東部方面総監部との連絡体制を整備
- ・救出・救助部隊の活動拠点の拡充に向け、公園の整備や機能強化を推進

帰宅困難者対策

○新たに5つの帰宅困難者対策ガイドラインをとりまとめ、一斉帰宅の抑制等を徹底

- ・事業所における帰宅困難者対策ガイドライン
- ・大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン
- ・帰宅困難者等への情報提供ガイドライン
- ・一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン
- ・駅前滞留者対策ガイドライン

○都立施設の全面活用等による一時滞在施設の確保と事業者への支援策の策定

- ・行き場のない帰宅困難者(買い物客等)の一時滞在施設として、都立施設を全面的に活用(約7万人分)
- ・民間企業による取組の促進に向けて、備蓄の支援等を盛り込んだ実施計画を策定

医療機能の確保

○災害医療コーディネーターによる初動医療体制の確立

- ・災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターを15名配置するとともに、地域災害医療連携会議を設置し、平常時から地域特性に応じた情報連絡体制を構築

○医薬品等の確保

- ・医薬品等の備蓄の充実、薬剤師会や卸売販売業者と連携した医薬品等の供給体制を構築

○都内すべての病院を活用した医療機能の確保

- ・すべての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院として位置づけ
- ・耐震化、発電用燃料の確保、EMIS(※)の活用などとあわせて、医療基盤を強化

情報通信の確保

○防災関係機関相互の通信の確保

- ・通信手段の多重化に向けて、10月からMCA無線の運用を開始
- ・今後、定期的な通信訓練を実施



< MCA無線 >

○都民等への情報提供

- ・防災ツイッターを活用した情報提供の充実
- ・東京都ツイッターによるフォローもあわせて実施し、

○都民相互の通信の確保

- ・避難所や一時滞在施設となる都立施設において無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントを活用し、通信を確保
- ・コンビニエンスストアの災害時の情報ステーション化(安否確認等の緊急連絡を可能にする非常用電話機の設置など)

※EMIS: 広域災害救急医療情報システム。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム

< 視点3 > 被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり

- 発災直後の強い揺れや火災などから守った命をしっかりとつないで生活再建へと結び付けることが重要
- 避難者対策など当面の暮らしを守る対策とともに、り災証明の迅速化など被災者の生活を早期に再建する対策を講じていく。

発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策

避難者の安全を守る取組

< 避難場所の拡充 >



避難場所整備の推進

○避難場所の整備と機能強化

- ・避難場所の整備の推進等により、面積の拡充と距離が遠い避難圏域の解消を図る。
- ・被害想定を踏まえた指定場所の見直しの推進
- ・非常用電源の確保などの機能強化も実施

< 避難所の安全性向上 >



校舎の耐震化等

○避難所の安全化

- ・施設の安全性を向上するため、小中学校の校舎を100%耐震化
- ・非常用電源や衛星携帯電話等の通信手段の確保など、避難所の機能を強化

○被災者に配慮した避難所運営

- ・女性や災害時要援護者にも配慮した避難所運営のため、避難所の管理運営の指針を改訂

被災前の生活を取り戻し復興へとつなげる対策

被災者の生活再建の早期化

○り災証明手続きの迅速化

システム導入等により、り災証明手続きを迅速に実施する。
義援金の支給や住民税等区市町村税の減免措置などの様々な手続きを一元的に管理し、被災者の生活を早期に再建する。

- ・り災証明システムの全区市町村への導入、住家被害調査手法等のガイドライン化によって、区市町村の手続きを支援

○ライフラインの早期復旧体制の構築

ライフラインを早期に復旧することで、被災者の自宅への早期帰宅を実現

- ・資器材置き場や復旧活動拠点を確保し、他県のライフライン事業者による応援部隊を円滑に受入れ



< ライフライン復旧訓練 >

- ・関係機関と連携した訓練による復旧能力の向上

○応急仮設住宅の供給の迅速化

生活再建の基盤となる応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給

- ・被災状況に応じて、都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により、被災者に応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。

安定的な物資の供給

備蓄・調達による物資の確保

○物資の確保

- ・備蓄の増強等により、発災後3日分の物資を確保
(避難所近隣への分散備蓄も推進)
- ・全国規模の物販事業者と連携し、調達体制を強化

物資の輸送の効率化

○物流拠点の荷さばき機能の向上

- ・都備蓄倉庫やトラックターミナルにおける荷さばきに、民間の物流事業者のノウハウを活用 (10月に関係団体と協定締結)
- ・支援物資の保管・搬出作業に、民間倉庫を活用し、事業者と連携して、効率的に物資を管理

4 地域防災計画(震災編)における対策の全体像

自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり

① 都民と地域の防災力向上

- ・都民による自助の促進 ・隣組等の共助の推進
- ・消防団の体制強化 ・事業所の防災体制
- ・ボランティアとの連携

② 安全な都市づくりの実現

- ・木造住宅密集地域の不燃化
- ・住宅、建築物の耐震化促進

③ 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

- ・交通ネットワークの確保
- ・ライフラインのバックアップ ・エネルギーの確保

④ 津波等対策

- ・河川・海岸保全施設等の耐震性・耐水性強化
- ・ハザードマップの作成支援などソフト対策
- ・島しょの津波対策

都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり

⑤ 広域連携による応急対応力の強化

- ・都の初動態勢の充実・強化
- ・九都県市等との広域連携の強化
- ・応急活動拠点の整備

⑥ 情報通信の確保

- ・防災機関間の情報連絡体制
- ・防災機関と都民との情報提供
- ・都民相互の通信の確保

⑦ 医療救護等対策

- ・医療体制の整備 ・医薬品、医療資器材の確保
- ・災害拠点病院の整備等 ・遺体の取扱い

⑧ 帰宅困難者対策

- ・一斉帰宅の抑制
- ・帰宅困難者への情報提供体制整備
- ・一時滞在施設の確保
- ・帰宅支援のための体制整備

被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり

⑨ 避難者対策

- ・避難体制の整備
- ・避難場所の整備、避難所の安全化
- ・避難所の管理運営体制整備

⑩ 物流・備蓄・輸送対策の推進

- ・飲料水、食料、生活必需品の確保
- ・保管倉庫及び輸送拠点の確保
- ・輸送手段の確保

⑪ 放射性物質対策

- ・都の初動態勢の構築
- ・都民への正確な情報提供の推進

⑫ 住民の生活の早期再建

- ・住民の生活再建の早期化
- ・し尿処理などトイレ機能の確保
- ・がれき・ごみの処理

5 風水害編・原子力災害編の修正の概要

震災編の修正内容(津波等対策、放射性物質対策など)を反映して、風水害編、原子力災害編を修正

(1) 風水害編の修正の概要

震災編における津波等対策を中心に、河川施設等の耐震化や広域避難などの対策を追加

- 堤防などの河川施設、海岸保全施設の耐震化の推進
- 広域避難シミュレーションの実施
- 都の災害対策本部体制の強化 など

(2) 原子力災害編の修正の概要

従来の原子力緊急事態への備えに加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、都内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態への対策を追加

- 放射能対策チームの設置等による都の体制の整備
- 空間放射線量や水、食品等の放射性物質の測定と情報提供
- 農作物や工業製品等の風評被害の防止 など